

青木木米と春日山窯

木 村 弘 道

序

青木木米の指導のもとに開窯された春日山窯は、名工木米の名とともに、又古九谷廃絶後の加賀の地に窯業再興の先鞭をつけた等、種々の意味で有名である。したがって、はやくより加藤恒の著「加賀越中陶磁考草」明治二十八年五月発行或いは、脇本十九郎の著「平安名陶伝木米」大正十年十一月発行等の勝れた研究も発表されており、又日本陶磁史に関する書籍のほとんど全てのものがその解説に幾頁かをさいている。

しかしまだ不明の点も多く、木米が春日山に於いて自分自身が製作したり、又は直接指導にあたつた頃、すなわち木米在沢時代の作品と木米帰洛後の春日山窯の作品の鑑別すらどうかすると疑がわしくなる様な状態で、例へば銘款等についてみても各人まちまちの意見で、いまだに定説らしいものもなく今後の研究がまたれるのである。

美術史に於ては作品自体の研究が最も重要な問題であると思われる。この意味でも春日山窯については作品の研究が重要であり、今後一点でも多くの標準的作品の発見とその研究がなされなければならないと思う。

本稿は今度木米在沢時代の春日山窯の作品の代表作とも云うべき雄品が発見されたのでその紹介をしたいと思う。

春日山窯開窯の経緯について

〔発 端〕

加賀国には、いわゆる古九谷の廃絶の後ちは、寛文六年に楽焼の大甕焼を始めたのみで、製陶の事業は全く断絶したために堅焼のものができない状態がすでに百有余年に及んだ、そのために日用の陶磁器は一切、唐津、有田、あるいは京都等より輸入していた。しかし何分遠距離からの購入であり、その間に商人は利をほしいままにし、従つて価も高く、年々巨額の費用が藩外に流出するのを嘆じていた。頂度その折尾張の瀬戸では加藤民吉等の苦心の結果陶磁器が大なる国産となりつつあつた、それ等に刺激されて、加賀藩でも昔しは、九谷村で立派な磁器が出来ていたのだから、今日でも適当な技術者を得たならば、そこの原料を用

いて良い焼物ができぬこともなかりと、国産振興のため、また更に、加賀藩町奉行津田左近衛門の記録「政鄰記」の文化五年四月の日記に記してある金沢町年寄からの「具申書」によると、以上の理由の外に、「……就中貧賤之者其土穿り賃工事に為働候は下々之潤色にも可成事に付……」とあり、一種の失業救済事業的な意味もあつたように思われる。

これらの動機によつて、文化三年金沢町会所の決議で、かつ町奉行の後援をも得て、町年寄亀田純蔵が斡旋して、京都より名陶工青木木米を招聘して築窯を計ることとなつた。

もつとも春日山窯の開窯については藩侯の政治も大いに力を至したと考えられる、即ち文化四年は既に前田斉広の治世になつて居るのであるが、先侯治脩は尚隠棲して金谷殿に在つた。治脩公は松雲公以後の加賀藩中興の明主と云われる人で、嘗て学校を起したり、又産業を奨めた人で、製陶についても侯自身が大樋焼に倣つて楽焼を試みられたこともあると云われており、製陶の国産に益のあることを知つて、之が奨励の意もあつたことと思われる。この時町会所が陶窯を起す様になつたのも、実は偶然ではないと思われる。ところで木米を招聘するについて大きな役割をはたした亀田純蔵について少しふれておきたい。

〔亀田純蔵〕

亀田純蔵は、金沢で素封を以て聞え屋号を宮竹屋と云う商家の本家の七代であつて、本家の伊右衛門勝延の養嗣で、分家の九衛門金方の子であつたと云うことである。

宮竹屋とは、もと能美郡宮竹村からの出であるところから名付けたものらしく。金沢尾坂下に住し、旅人宿を営んで居たが、古記録を失つてしまつたので、明暦二年十二月に歿した喜左衛門教正と云う人を初祖として居るそうで、養嗣子喜左衛門道喜は延宝九年八月に歿し、その嫡子伊右衛門勝則は片町に住んで薬種を業とした。次子喜左衛門武富は川南町の父の家を受けたが、勝則は嫡子なるを以て宗家とし、分家は三代の後に酒造を業としたそうである。

すなわち亀田家の本家は三代勝則の時より片町で代々薬店を業として居たので、七代の純蔵も片町で薬店を正業として居たのである。亀田家は金沢の旧家で本家の四代は芭蕉門の俳人として有名な亀田小春で、その家系には文雅の人が多く出て居る。

純蔵は幼名を喜十郎と云つたが、後に伊右衛門とした。諱は勝喜、又は章であり。字は純蔵で、鶴山・鹿心齋・田善・蘭泉等の号を持つていた。

寛政十二年家柄町人に列し、町年寄及び銀座の両役を勤めた。性は恬澹雅荘にして画をよくし特に墨梅に長じたが、最も詩を好んで、日を吟歌に送つていたということで、野村円平や横山政孝等と相会して唱酬し、造詣するところ頗る遠く、又喜んで古人の真跡を購つて多数収

蔵しており、その方には殊に鑑識眼があつたそうである。又かつて大窪詩仏が北陸に来遊したときには、純蔵これを迎えて、詩を論じたり、絵を品評して、名山に登るにも、温泉に浴するにも、必ず同道して行つたそうである。

文政十一年には詩稿を持って京に出でて、頼山陽にその批評を乞うた。山陽は全てを評驚し、跋文まで書いて返した。純蔵の詩には、次の様な訪問の詩もある。

念一日訪山陽先生

久聴儒名達四方。 解鞍先訪水雲郷。
青山環舍秋殊好。 翠柳当門風自涼。
一見知君為磊落。 多般慚我費商量。
盆蘭初發供清賞。 得得携婦滿袖香。

寄懷山陽先生

一別悠悠商与参。 負人節序去駸駸。
沙川晚酌飲如昨。 柳巷劇談情致今。
会瀛將詩成事業。 何囟抱病送光陰。
遙知門外煙霞好。 三十六峰春色深。

又俳人としては、蘭泉の号を用い、小春庵四世と称し、傍ら画を岸駒に学んだ文雅の人で、天保五年九月二十四日に歿し、享年は六十七であつた。

その詩稿には「鹿心齋遺稿」三冊五巻があつて、天保六年その子昭、孫復、等によつて大窪詩仏、の序や林瑜の鶴山翁像賛並を巻首に加え、各体の詩凡そ三百二十首を載せ、その内題を「鶴山遺稿」として世に公にされて居り、山陽は次の様に云つている。

「工緻老鍊此間専門名家却有不及此者公
幹事餘暇乃能為之使人欽服但詩貴風韻
願因僕所批思之得自在安樂法
山陽外史批」

試みにその数首を示せば次の様なものがある。

東山看花

獵獵東風物物佳。 艷陽無処不煙霞。
聚喧恐有明朝雨。 看遍東山寺寺花。

過 琴 湖

淡靄秋客画不如。 琴湖今日雨晴初。

看他漁艇齋沿岸。 芦荻場中壳鯉魚。

白井華陽の「画乗要略」にも「亀田鶴山加賀金沢人初学岩家後法清人能墨梅又工詩」とあるように当時の京都に於ても一応は認められる様な人物であつたと考えられる。

かかる人物の幹施であつたが為に、木米も出馬の意を決する様になつたものと思われる。

〔木米の来沢〕

亀田純蔵は文化乙丑（二年）金沢に製陶の事業を起し、国産を増益し、陶磁器の輸入を防遏せんことを時の金沢町奉行に稟議し、その諒解を得て、その冬京都に遊び、粟田口に木米を訪い、製陶に関する意見を訊き、又其作品の名声に違わぬ優秀なのを知つて、金沢へ来ることを懇請したものである。

当時木米は三十九歳で、粟田青蓮院門跡の御用窯であつて、いわば壮年期に於ける得意の絶頂にあつたことと思われ、それが今加賀へ行こうと云うことになつた木米の心境の変化については種々考えることも出来るのであるが、とにかく木米は「土さえあれば行こう」ということになつた模様である。

木米は、かつて紀州へ招聘され京都を出たことがあるが、適当な陶土が見つからず、手を空うして帰つた苦い経験もあり、又陶工であれば土の事は当然の心配であつたろうと思われる。

純蔵は帰つてこれを時の町奉行井上井之助・岩田伝左衛門等に報告し、九谷村の土を採らせて送つたところ、木米もそれを見ていよいよ遊意を動かし、文化三年金沢に来ることとなつた。木米の金沢に着いたのを「正鄰記」の具申書は九月とし、「箕柳祠碑文」は八月としている。いずれにしても木米来沢し、卯辰山の瓦師平兵衛の瓦窯を借り、往年製陶に用いていた大聖寺藩領の加賀国江沼郡九谷村の土石と金沢茶臼山一帯の粘土等を用いて、雑品数種を試焼したところ、成績良好であつたので、木米も満足し、藩主齋広の覽に供え、ここに於て、木米は明年を約束して一旦京に帰つた。

純蔵等は更に築窯のこと等を町会所にて協議を重ねたり、町奉行に稟申したりしていたが、この時丁度岩田氏は職を去つて津田左近右衛門が新に職につくこととなつた。

左近右衛門も大いにこれに賛成し、藩庁の同意を得て、町会所より資金を支出し、藩営の體にて業を始むることに一決したので、翌四年四月に、再び木米を招くこととなり、木米は

招きによつて再び来沢した。この時助工として本多貞吉を伴つて来たと言われている。

木米も来沢しいよいよ築窯することとなり、町会所より若干の資金を給して、金沢の東北方浅野川に臨んで近く連る、卯辰山つづきの春日山の一角、上ノ上村領に窯場を選び、そこに中絶した瓦窯の三つあつたのを買い上げて、陶器窯に造り直すこととなつた。そして12月には新窯が築き上げられた。然るに北国は元来陰湿な地方であるのに、この年は特に秋雨が永く続いたので、窯が乾かなかつた、しかし十一月に至つて初窯を立てて可成り多くのものを焼いたようである。

春日山窯の研究資料について

春日山窯開窯の経緯について、その研究の重要な資料と思われるものに津田左近右衛門の「政鄰記」及び富田景周の「箕柳詞碑文」がありその間の事情や有様が良く窺えるのでそれを記することにする。

ところで、本文を掲げるその前にこれを書いた人々とそれらの文章について少し説明をしておきたい。

〔津田政隣〕

津田政隣は初諱を正鄰・通称を雄平・左近右衛門といつた。明和中世禄七百石を襲ぎ、大小将組に列した。そして天明以後加賀藩主十代の前田重教・十一代の治脩及び十二代斉広の三世に仕えて、大小番頭・歩頭、町奉行・大小将頭を経て馬廻頭に進み、宗門奉行を兼ね職秩二百石を受け、文政十年十月羅めて、翌年五十九才にて歿した。

政隣は読書を好んで、文藻があり、藩初以来の諸家の記録を通覧して、その事蹟を抄録し、また自ら見聞するところを記して世に遺した。そしてそれは加賀藩史を研究するものは必ずこれを読まなければならないと云われている。すなわちその藩の沿革に関する著書「政鄰記」十一冊と、「耳目甄録」二十冊である。

「政鄰記」は加賀藩の史実を年月に分けて記録したもので、原本は三十一冊で、細字で以て書かれて居り、その第一冊から第十一冊までは、天文七年から安永七年までの二百四十年間の事蹟が録してある。巻頭に源政本の序があり、内題に「記録」とあるのは「政鄰記録」を略したものである。

第十二冊から第三十一冊までは、安永八年から文化十一年八月までの記事で、内題を「耳目甄録」として居り、その第十二冊には「是迄題目政鄰録之処改之。」とし又安永八年莫朔

序源正鄰のがある。以上合わせて外題はいずれも「政鄰記」であるので、通常「耳目甄録」も「政鄰記」の名で呼ばれている。

〔富田景周〕

「箕柳詞碑文」を書いた富田景周は通称を縫殿，権佐，字を大賚，号を癡龍・輕照・桜寧齋・楽地堂・方竹庵・暮松楼といい父は主税良鄰といつた。

宝暦12年12月幼にして宗家富田修和の養うところとなり，安永二年二月その統を襲いて禄二千五百石内千石与力知を受け，四年三月天徳院請取火消に任じ，同九年三月小松城番となり，天明五年九月御算用場奉行に転じ，同月能州御預地方奉行を兼ねたが，同五年八月実弟彦左衛門好礼の事件に座して職を免ぜられた。寛政四年六月宥されたが尚無役であつた，同七年三月になつて天徳院請取火消に再任せられ，次いで享和三年七月出銀奉行となつたが，文化三年十二月之を辞した。文政元年十二月五百石を受けて致任し，同十一年二月二十一日八十三歳を以て歿した。

景周は書齋を楽地堂と号し，天性伶俐にして，学を好み，長ずるに及びては氣節があつて世俗の好める遊芸の類は，一つとして嗜まなかつた。經学詩賦を乾祐直に学び，博覽強記にしてその学和漢互り，自ら傍然として一世を睥睨し，自分からすすんで人と交ることはなかつた。ただ横山政礼兄弟とは，通家の誼をもつて，十五年間一日のごとく往来し，時に詩を弄して心を慰めていたということである。

最も歴史に精通し，加賀藩の地理歴史を研鑽して国文を以つて加賀藩の歴史，地理を記述した「越登賀三州志」四十五卷，又漢文にては専ら文学に關した，詩賦變遷，或いは藩初より寛政に至るまでの学風や学士の列伝並びにその遺什を集めて一部と為した「燕台風雅」二十卷を編した。共に加賀藩始つて以来の大著述であつて，加越能三州の歴史，地理，文学を知る上に重要な文献である。

この外猶教訓及び考証に關する著書も少くない。かかる人達を書き残してくれた春日山窯に關する文章は，その研究に最も信頼のおける文献と思われる。

「政鄰記」にある春日山窯に關する文書というのは，その文化五年四月十八日の条に，

「唐津金府起本」と題する金沢町年寄の「具申書」を採録しているそれで，その本文は下記の如くである。

前々金沢於大樋等に楽焼類は致し来候得共唐津・今里等之如き堅焼は不致に付当用の雜器之品一切他国より入来剩遠路之運送に付駄賃等加り此代料他国江洩れ候銀高年々積り候得者過分之事也に付近年尾州等には焼物竈企候処最初は彼此不十分候共追月段々手に入候上追々宜き器物出来當時に而者永久之國産に相成随而國中職人工商賃持之輕き者に至候迄右焼物而已にて致渡世候者多旨に付去々年於町会所愈議は何卒金府にも右之品御國産為致出来候は年々無際限他国への洩金銀も当府に留り就中貧賤之者共土穿り賃仕事に為働候は下々之潤色にも可成事に付京都粟田口陶器師青木佐兵衛と申者陶器一件に委く候由に付内分様子を承合候処土之體相試用立申土に候得は可致出来旨申に付去々年寅年也九月右佐兵衛義当府之呼下し先年陶器致出来候大聖寺九谷之土取寄当府茶臼山之土を主として先試に卯辰山瓦師平兵衛所持之瓦竈に而少々為焼候分無異義出来則其節入御覽候も依之佐兵衛一先歸京重而去年4月呼下し近山より追々宜き土出候に付山之上村領に致中絶有之瓦竈三ヶ所有之を地面引受候て陶器竈に為造直候処去秋雨天続土乾き不申漸十一月始而為焼候処新竈に而土氣湿り等全抜け不申候ながら南京焼に似寄候品も出来則相公様えも入御覽候処御好を以品々被仰付并年寄中等之内よりも詭物有之候処夫々相応に出来右様子に付而は竈も全く乾き職人も追々手馴候は畢竟御國産にも可相成然上は上品は兎も角も先以当用之皿鉢類雜器等は他国より不及取寄に当府にて可相弁也就夫前条九谷之土取寄候而は遠方に付費懸り候間右に代り候土無之哉と穿鑿候処能美石川兩郡之山にて土見付依之九谷より不及取寄に御領内に而沢山に有之候其葉土等出ルヶ所左之通り

一．能美郡 瀬木村 勘定村

一．石川郡 別曾村 三牛子村

一．河北郡 山之上村 二俣村 卯辰村 此分白き石にて南京焼類製し候土に加へ候葉土之分

一．瀬木野村土中より出候白石薬に用

一．三牛子村・別曾村土中より出候塊石薬に用

一．卯辰村土中より出候塊石薬に用

一．竈場所之内より出候赤土薬に用

葉解候灰之分

一．椿之灰 松之灰 此分落葉を用 竹之灰 此分桶職之者細工に用立候層を用

堅木之灰 此分紺屋共用立候灰之垂槽を用

堅炭灰 此分湯風呂屋共用立候炭之灰を用

右之外粉具之分は紅柄・緑青・唐之土・硝子之粉

一. 吳州 藍絵に用

右之通當時用立候土薬共都而御国産に而相濟猶又追々宜き土等出候得者用之筈に候事

次ぎに箕柳詞碑文であるが、富田景周がこの碑文を作るに至つた経緯については既に本文中に云つて居るから説明の要はないが、碑は遂に出来なかつた様で我々が今日この文章を見ることが出来るのは、幕末から明治にかけての加賀金沢の史家森田平次が明治二十四年の著である「金沢古蹟志」に採録してあつたがためである。

「金沢古蹟志」三十四卷は金沢城下の沿革名蹟について細大漏らさず記し、延りて著名な人物の伝に及んで居り、昭和九年五月には日置謙の校訂で十二編にして金沢文化協会より発行されている。

その卷三十四卷大樋焼陶器の項に「富田景周の帝慶山箕柳詞碑文如左」として碑文を掲げている。すなわちその本文は次の如くである。

箕柳詞碑文

穴居坏飲遊矣。雖有神農昆吾換坏之製。不可得而徵焉。虞舜之起於陶。蓋陶之瞭然史伝者。而什器不苦窳之聖製。是与徳相成者。不亦大矣哉。自我國祖奠都金沢。大氏無百爾之品物不該備焉。独於甃器闕如。雖国初有九谷大樋晁野二三。嗚乎碾茶家流者。而距今一百五十餘稔。寥乎復靡繼也。假令善為之。厘々之事曷当万分。況如樋晁軟質。不堪茅壘。以故古來納肥之唐津今里有田暨京之清水諸窯器。而達諸賀越能三州四民之常用者。每歲不下三十六七万枚。加旃。致幾百里程漕馳之力。姦商隨擅利。則其価貴騰。国費不可勝算焉。文化乙丑之冬。坊長龜田喜(章)カ。客平安時。窯戸巨擘。青木來字木米者。其声名傾都下。尋睹其所製。白瓷青瓷霽紅天藍。滋潤細膩之土脈。殆与華舶霽來之柴汝官哥高麗竜泉相亢。喜為之忽然神動。即以介紹咨杖屨可北否。來日。我嘗雖南応紀公之聘。而紀中無可采良石土。空手而歸。然貴邦古者有九谷窯。良磁也。今尚土石依然。則古可復。業可舉。無之則賀猶紀。北亦何之益。喜持此言而北歸。告之井成昌岩(岳・邑)カ盛照兩府尹。府尹怡国利之將興。令喜(章カ)謀事。越習人于九谷之野。鑿取旧壘。而送之平安。來奇之日。既有此壘。何不北。便以丙寅八月來本藩。埏垣設仮窰。試燒之。其磁味果彷彿乎九谷之古製。故約明年而去。明年丁卯四

月再来。選画陶地乎帝慶山麓。此時遇徒成昌之職。然盛照弗忽其事。新府尹津正鄰亦是之。捐巨万之貲。俾数百之土丁断闌山腰。新築缸瓷。連磚廠。監岡茂疊次二甲長。而實十餘盤泥輪。造百器之瓷坯。可謂開業之運至矣。其場周遭延袤。雖叢爾。山環樹老。窯道之土堦數十級。列火眼。闌火門。陶人上下来往於其左右。傍或舂碎白石而為粉。澄之傾石井。或平坦処盤礫罐壘諸磁坯鱗次之蒨蒨。而燥日華。其它種々可見可愛。奇區別樣之一景況。恰為一景德鎮境也。蓋來弗管長磁術。亦該書与画。乃遵金谷公之内旨。因搗埴之敘次一月而進呈。以倣唐英乾隆癸亥之掌故。其因說明了云。爾後念益勵搗埴之事。於是州内之石産土采。日多良瘳。自石川県之劍門瀬木壘冰紋土。自能美県之青蚨磴。其餘羽竜之釉石。二又之泐瑪瑠。育王之白灰。帝慶之黃泥。黃黒塊。紫泥。果至。廼以之造諸器。凡可万有七八千。今茲丁卯十月窯竈落成。内之欲燒之。嗟此舉也。自今緜々不絶。則諒足建我三州千百世之利矣。来喜(章)カ 為之朔祠欲祀風火僊靈。然風火字訓有時俗諱之者。故乞祠号乎予。予換之以箕柳者。取義乎二星也。即銘曰。

殿盤周彝 雖賢何為 維斯什器 氓食咸歸 芻哉創業 永垂国利 箕柳之鎮 降禎万禩

文化四年丁卯冬十月

富田景周誌

箕柳祠碑文はこのままでは一寸理解しにくいところがあるが、さいわい加藤恒氏の著「加賀越中陶磁考草」及び脇本十九郎氏の著「平安名陶伝木米」に註釈がある。

すなわち「加賀越中陶磁考草」の三十頁に次の如く註をしている。

「(按) 金沢府尹井成昌邑盛照トアルハ当時金沢町奉行ナリ其通称ヲ考フルニ井成昌ハ井上井之助ニシテ寛政十二年四月朔日歩頭ヨリ金沢町奉行ニ転シ文化三年四月十八日組頭並学校御用ニ転セリ成昌歩頭ノ時名ハ成昌町奉行ノ時直昌ニ改メ定番頭ノ時再ヒ正昌ニ改ム邑盛ハ岩田伝左衛門盛昭ナリ文化元年七月十三日組外番頭ヨリ金沢町奉行ニ転シ七年十月八日馬廻頭ニ転ス邑ノ字村ノ字ト同シ故ニ始メ邑某ハ村壘右衛門ナラント思考スレトモ壘右衛門ノ実名ハ陳救ニテ享和三年ニ金沢町奉行トナリ文化元年小将頭ニ転セリ此碑文ノ文化乙丑ハ文化二年ナリ其岩田伝左衛門タルコト疑ナン是ニ依リ之ヲ觀レハ邑ノ字ハ壘ノ字ノ誤写ナラン壘ハ岩ノ正字ナリ亀田喜則純蔵ナリ鶴山遺稿ニハ名章トアリ章喜訳ノ上相似

タリ伝写ノ誤ナラン津正隣ハ津田左近右衛門ナリ此碑文ニ依テ之ヲ觀レハ左近右衛門新ニ金沢町奉行トナリ大ニ此春日山窯ヲ拡張シ自ラ筆記スル所ノ正隣記ニ其具伸書ヲ載タルモノ前後対照スレハ当時ノ景況亦瞭然タリ」と

又「平安名陶伝木米」の八十七頁から八十八頁にかけて次の如き注がある。

「碑文中にはゆる風火仙とは何であるかといふに、窯の風火を護る神の謂である。

『陶説』に「窯風火氣衝突傷坏」といひ、「風火之窯審候為難」史にいふ、明の時支那宮窯のといふが如き、以て風火の意義を知るべきである。本場たる景德鎮に於て竜缸を焼かしむるや、年を経て成らなかつた。そこで役人の督促極急、窯戸何れもこれに悩んだが、某なる者あり身を犠牲にし、窯突中にめて躍り入つて死んだので、竜缸忽ち成つた。人々これを奇とし、某を憐んで祠を営んだのが、抑々風火仙の由來であると。今木米は金沢に「小景德鎮」を建て、その得意の情想ふべしであるが、尚も己の理想を実現せんが為に風化仙の祠までもここに築いたものと見える。蓋しこれが着想は日夕愛読する所の『陶説』に得たのであつて「采喜(章カ)為之邦祠」とあれば、亀田鶴山と相謀つて之を決した事と思はれる。

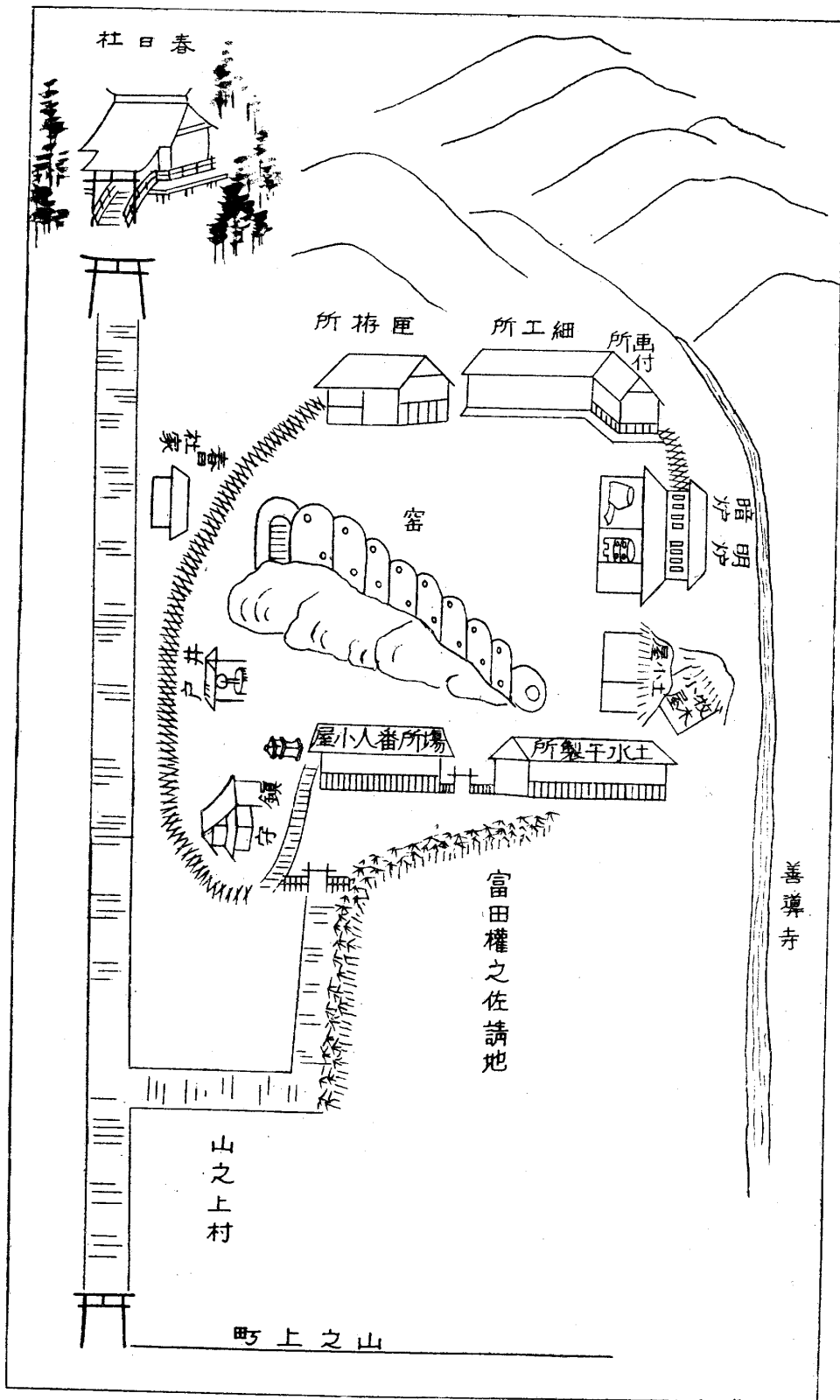
箕柳は共に廿八宿の一で、其方位は卯及び辰である。即ち卯辰(山)の義にとつて景周は此祠に名けたのである。

以上の二つの文章は脇本氏も、「具伸書の欵は碑文が補ひ、碑文の欵は具伸書が補うて、両々觀来れば春日山窯の経過は略ぼ遺憾なく之を窺ふことが出来る。もしこの貴重なる二文がなかつたならば春日山窯の事は永く疑問の裡に銷されねばならぬ」。と云われる様に春日山窯研究には誠に貴重な根本資料である。」

窯場について

春日山窯の窯場については前にも一寸ふれたが、窯場に選ばれたのは町の東北方浅野川に臨んで低く連る卯辰山つづきの春日山である。春日山とは山の中腹に春日神社、今の小坂神社があるのによつて山の名としたもので、加賀藩主五代の松雲公綱紀が帝慶山と詩に詠んでから帝慶山とも称せられる。

窯は春日神社の下で、春日神社の参道と、妙音山と号する浄土宗鎮西派の寺院善道寺の中



春日山陶器場所図

間で俗に唐山とよばれていたところにあつたと思われる。

「春日山陶器場所図」と云う古図の写しがある。原本は前田家にある由であるが、原本の画かれた明確な時代は分らない、しかし此図は後人の単なる仮託ではなく、松田平四郎の「手録陶器総録」等に見られる登り窯の間数の一致及び窯跡の現状より考えても十分信頼し得るものと思われる。尚此図の下方に「富田権之佐請地」なる文字が書き込んであるところから、原図は富田景周の在世当時、即ち文政十一年以前に画れたものであることは明らかである。

窯場は「箕柳祠碑文」に「捐巨万之塔。俾数百之土丁」とあるのによつてもその規模の相当大きかつたことは想像することが出来るのであるが、その図を見ることによつて一層的確に窯場の設計を知ることが出来る。

まず窯は場の中央に位置して西南を焚口として東北へ延びた登り窯で、間数は八ツあつたようである。窯の周囲には種々の建物が立ち並んで居り、東の山寄りには画付所、細工所、匣拵所が棟を連ね、南の善道寺寄りには牧（薪）小屋、土小屋、明爐、暗爐の各建物が、連つていた。明爐とは、所謂錦窯のことで、此語は「陶説」に出て来る語で如何にも木米式の様に見える。

又富田権之佐請地に接して場所番人小屋、門、土水干製所が連つて居り春日神社参道寄りには井戸と鎮守等があり、さらに、場所番人小屋の下方に門があり、ここから富田景周の云う、「窯道之土塔数十級」を下つて、春日神社参道に接し、これより北陸道の往還である山之上町に出る様になつて居る。

以上が図によつて見られる春日山窯の当時の状態である。

窯元について

春日山窯を起せるとき、町会所は特に町人の中より宮竹屋喜左衛門と松田平四郎の兩人を窯元となし、町肝煎知明屋成太郎を窯場主附とし、新任の奉行津田左近右衛門がこれを督して、藩営を以つて開窯の運びに至つた。

〔宮竹屋喜左衛門〕

宮竹屋喜左衛門と云うのは、宮竹屋の分家の六代で、金沢川南町に住んで酒造を業としていた。林翼の二子であつたが、亀田甚右衛門浄品の嗣子となつた。初名を文助といい、後喜左衛門とし、隠居の後彭次郎・七右衛門とした。諱は景任又は任で、字は舜年、号を商齋又

は聴松庵といった。俳句や和歌や漢詩を能くし、嘉永元年六月二十五日齢八十四を以つて歿した。

その詩は実父林翼の「弊帚集」に附録して「商齋遺稿」と題してある。この喜左衛門が春日山窯の窯元となつたのは勿論亀田純蔵との関係によるものと思われる。純蔵は木米を招くには大きな力を致したのであるが、春日山窯開窯の後には不思議に公にはその名の出て来ないのは、その間に如何なる事情があつたものかよく分らない。その変り分家が窯元として関係して居るのである。

〔松田平四郎〕

今一人の窯元松田平四郎は通称を平八、後平四郎といい、字は「元寧」で「馬宋」又は「帝慶齋」と号した。家は世々製筆を業とし、その子孫は今も松田平四郎を名乗つて浅野川に近い尾張町で筆墨を商つて居る。

元来松田家は胡桃橋のほとりに本家と分家があつて、御国染の所謂黒梅染を業として居たのであるが、分家である平四郎の松田家はいつしか筆墨を商うようになったそうで、窯元の平四郎はこの分家の四代で、人となりは頗る剛膽で失敗をも意とせず事業に熱中し、当時宮竹屋、八田屋、二口屋などと併せて金沢八人衆と謳われたということである。

傍ら風韻もあり俳句を嗜んだり自らも製陶をこころみたらしく、その遺品も現存して居る。天保五年三月一日歿した。

尚松田家には当時の名残として現在も表紙に「陶器総録文化五年戊辰中夏改控」と書し、裏表紙に「金陵陶工松田元寧懷書」とある小冊子が保存されているその内容の主要部分は、土及び釉薬の調合に関する事であつて、外に窯の事や陶磁に関する雑聞等が記されている。

この松田平四郎こそやがて木米の去つた後も春日山窯の中心人物としてその経営にあつていたものと思われる。

尚春日山開窯のときその費用を町会所の御用銀方より支出したと云うが、その銀高即ち金額は詳らかではないが稿本金沢市史工芸編第一に左の記事がある。

「町会所御仕入銀写と称へて持ち伝ふるものあり、銀高を記載せざるは、いかなれども、参考とするに足るか、その写に、

御国産陶器、文化三年初て出来之義ニ付、町会所ヨリ相渡候銀高之内、

一、銀 陶器竈八とり出来惣入用

- 一、銀 同所地面切ならし惣入用
- 一、銀 紅工場普請惣入用
- 一、銀 右八とり之内三とり指除キ、石焼竈出来雑用
- 一、銀 右石焼竈出来ニ付、細工人呼寄、見習之子供稽古用諸入用

右者町会所御仕入銀之写

とあり、これをば或は見積書の案なるべしといひ、或は陶器竈となし石焼竈となしすべて分明ならずといふ、今姑く後考を竣つ、また窯元としていかに経営し居れるかも、今知るに由なし、」

この文章で注意されるのは、窯の間数が前述の「春日山陶器場所図」や松田平四郎の手録「陶器総録」と一致していることである。

春日山窯の従業者について

春日山窯の工人に木米が文化四年四月に再び来沢したとき、助工として本多貞吉を伴つて来たと言われているが、木米と本多貞吉の関係については、まだ不明の点も多い。

しかし貞吉が春日山窯に従事したことだけは事実の様である。しかも貞吉は後の九谷焼にとって非常に大きな影響をおよぼしている。

次に貞吉を初め春日山窯に従事した越中屋兵吉や任田屋徳右衛門等の主だつた工人について略記することにする。

〔本多貞吉〕

本多貞吉は肥前大村領島原の人で、明和三年に生れた。陶法に委しく、伊予大州や摂津三田等の各地の窯場にも関係していたことがあつたと云はれて居り、春日山窯に於ては本米の帰洛後も留まつて製陶に従事して居た。

しかし、文化八年能美郡若杉村の十村役林八兵衛に聘せられ、同郡花坂村字六兵衛山、又モロミ山と云う、に良質の磁石を発見し、これを採りて製陶した。之が能美郡に於ける磁器製造の始祖であつて、いわゆる若杉窯である。その後文化の末に貞吉は花坂村字アザラ山に磁礦を発見し、前に発見したものと共に現今に至るまで加賀全体の磁石の原料として、全ての九谷焼業者がその恩恵を被むつている。

若杉窯に於ける貞吉の製品は染付を主とし青磁、瑠璃、赤絵、南京、古九谷風のもの等を作り、その陶銘に「貞橋」と書したのものもある。文政二年四月六日五十四才で歿した。

〔越中屋兵吉〕

越中屋兵吉は寛政二年三月越中国射水郡佐賀村に生れ、後金沢山ノ上町に住した。文化四年木米に陶法を学び、その後独立して楽焼を営業し「香山」と号した。その製品を「卯辰楽焼」と称されている。文政年間に武田民山が春日山窯を再興したとき、職長としてそれに従事したが、安政三年六十七才にて歿した。弟の幸助もまた陶画に従事し、文政年間には山代の吉田屋窯の陶画工として活躍した。又兵吉の子弥一郎は姓を初め越村とし、後ち笠間氏を継いだ。が、「秀石」と号して、明治十年頃より寺井に行き九谷庄三の門に入つて陶画を学び、後金沢に帰つて陶画を業とし、その門下より清水美山等の良工を出した。

〔任田屋徳右衛門〕

任田屋徳右衛門は寛政四年五月六日金沢堅町に生れ、画を享和三年頃より山ノ上町の春日神社々司高井二百に学び、更に文化四年木米に就いて陶画を学んだ。又木米に随つて江沼郡山代に行つたが、後金沢に帰つて陶画赤絵職を業とし画名を「彩雲堂梅間」と称した。

製品には八郎風の極めて細微な文模を描いたものもあるが、また呉須赤絵風をも能くし、明治六年十二月六日八十二才で歿した。

又、徳右衛門の子徳次は「彩雲楼旭山」と号して細描絵に巧みで民山窯の着画をし、また慶応年間には内海吉造等と共に卯辰山の藩窯に従事した。後これを自営に移し向山焼と称して種々の雅品を製した。

その門下より徳次の女婿の諏訪蘇山や春名繁春等を出し、明治十六年歿した。

金沢城二ノ丸の炎上と木米の帰京について

文化四年藩営をもつて開窯された春日山窯も翌五年の正月十五日に金沢城二ノ丸が悉く焼失し、その再建に巨額の費用を必要としたために、文化五年三月には藩の緊縮政策により、民営に移ることとなつた。

金沢城二ノ丸の殿閣の焼失ということは加賀藩にとつて全く大変なことで幾多の史料がそれを物語つて居るが、政隣記にも次の様に記している。

正月十五日月次出仕、御年寄衆等謁、四時過相済。

同夜六時比二之御丸より出火之処、段々及大火、御殿并御広式不残御焼失。夫より菱御櫓に燃附、同所続御多門より、橋爪御櫓御門二ヶ所、御番所共御焼失、同夜八時比鎮火。右之外者都而御別条無御座候。

貞琳院様者，宮腰口浅野屋宗平酒屋也与申者宅に御立退，鎮火之上金谷御広式に御移。

右火事に付自分儀出馬，先町会所に御出夫々申渡，甚右衛門坂より土橋御門内に御出候處，最早御広式一面に燃立難防，町歩共手に合不申族。于時二之御丸御式壺の方にも火移候様付，同所江罷越候處，段々及大火，最早菱御櫓等江も火移，定火消，町夫共防懸候得共，中々難防留族に付，同所続御多門内に有之御鉄炮類等，御書物類等取除，鶴之丸に持運び，或は窓より御堀に投込等致候内，段々燃来御燃失。

右之通に付，御鉄炮等類・御道具過半相残，菱御櫓之内に有之候御矢等者多分焼失与云々。右鎮火之上，金谷殿に罷出，御近習頭杉江助四郎を以，相公様御機嫌奉伺候處，益御機嫌克被為在候段同人申聞。夫より重而町会町に出，町飛脚所之者之内人撰を以て，江戸表に之早飛脚申付候處，丑上比発出。

但，御城内御焼失，相公様・貞琳院様御機嫌克被為在候。尤御表向等より追々言上可有之候得共，何れにも右等之趣早く奉達御聴度趣に付，以飛札如此に候段，御用部屋勤之人見吉左衛門，戸田与一郎連名，岩田伝左衛門，自分連名之書面に認指出候事。

二月十五日，今度御城内就御焼失に，金沢中一統質素至極致し，懸置候普請も相止，小兒いか，竹馬等も父兄より厳制。右等に准じ候趣共に而，卑賤之者共日用暮方に令難渋候様付，御用番左京殿江得御内談，左之通町中一統申渡有え候様，同役御用番岩田伝左衛門より，町同心御用先竹村三郎兵衛に以紙面今日申談之。

御城内御焼失奉恐入，万事相扣一統相慎罷在候儀，左もあるべき事に候得共，今以中に者，家職之品をも相泥に羅在候様にも相聞之候。左候て者其職に怠り之所にも至り申事に候。最早日数も相立候儀に候間，家職不相泥仕，懸置候家作等之儀も可為勝手次第候。且又能役者稽古，座頭・ごせ勸進，将又無抛祝等之儀不差支事に候。勿論質素之儀者常々申渡置候通，弥堅可相守候事。

三月十五日の条に

今月十三日御帰国御暇以上使被仰出，同十五日御登城御暇之御礼被仰上候後，御用御座候間御居残被遊候様，御用番松平伊豆守殿より大目付中川飛驒守殿を以被仰渡候に付，則御居残被成御座候處，於御黒書院溜御老中御列座，伊豆守殿左之通被仰渡。此度居城焼失可為難儀思召候。拝借之儀者内存申聞候趣有之に付不被仰出候。依之參勤御用捨被遊，暫在国被仰

付候。且又年中献上物も、五ヶ年之間御用捨被成候旨被仰出候。

御別紙

当年より三ヶ年在国之心得に而、来々午年参勤時節可被相伺候。

一、年中献上物之内、年頭・八朔・三節等者は是迄之通。其餘之品者可及省略候。尤相減候分者一通り可被申聞候事。

尚前田家編の加賀藩史料第十一編^{自享和元年(昭和十二年刊)至文化七年}の文化五年五月の項に「金沢城の殿閣焼失せしを以て特に省略を事とすべきを告ぐ」として「組用留記抜書」より左の記事を引いている。

〔組用留記抜書〕

付札、定番頭江

御勝手御難渋に付御省略之儀、近年段々被仰出候通に候。然処当春御城御焼失に付、御参勤等は御用捨之儀被仰出、段々結構之御様子に候所、此末御公務等御指支之場に至候而は不輕儀に候。是迄御省略等之儀毎度被仰出置候上之儀故、其品訳而は不被仰出候間、猶更万端聊無油断綿密に相心得、遂詮議候様可申渡旨被仰出。

右之通被得其意・組・支配之人々に可被申渡候。

組等之裁許有之——事。

右之趣一統可被申談候事。

以上記録を読むことによつて当時の加賀藩の状態を大体想像することも出来、春日山窯が民営に移る事状も了解することが出来るのである。

稿本金沢市史工芸編第一の第七節、第二項春日山焼に次の様に書いてある。

「……窯元の宮竹屋喜左衛門、松田平四郎の兩人も、同時に窯元を廃めて純然たる民営に移れるか否に関し、御国産陶器由来に、

文化五年戊辰三月朔日より兩人引請に相成、右御仕入銀は毎年割合を以て、御要方へ上納之事、

とありこれに拠れば兩人が窯元を命ぜられしを文化四年十二月とすれば、藩営の窯元たること僅かに三四箇月に過ぎずして、文化五年三月より同年冬までの木米窯は、全く兩人にて経営し、町会所の仕入銀は兩人より償還し居れるなり。」

と、これらによつても分る様に、金沢城二ノ丸の焼失による加賀藩の政策の変化は木米も直接に或いは間接に種々とその影響をうけることとなり、初めの勢もくじかれ、何かと不都

合も多かつたであろうことは十分に想像することが出来るのであつて、木米はついに文化五年の冬京都に帰つた。

しかし木米の帰京の理由に就いては種々と想像はされて居るがどうもはつきりしたことは分らない様である。加藤恒著「加賀越中陶磁考草」等も原呉山の書取によつて「故あつて」としているだけである。

〔原 呉 山〕

原呉山は本名を与三兵衛、通称は紺屋伊右衛門といつて、文政十年に金沢十間町に生れ、家は代々銀座合を勤めていた。多芸多才の人で和歌を田中躬之に俳諧を梅田江波に点茶を裏千家宗俊に香道を湯川一井庵、書を佐藤某に学んでそれぞれ皆堪能で、又画も能くした。

永楽和全と深く交り、木米に私淑して、文久年間より染焼を作り始めた。明治十二年頃金沢鶯谷伝燈院の辺に陶窯を築き、工人を集めて南蛮、交趾、備前、伊賀、御本写し等の主に茶器の類を製した。又時々江沼郡山代に行き、白銀屋に錦窯を築いて染付、呉須赤絵、金襴手、乾山写、古九谷写等をも作つた。「青竹庵」或は「呉山」等と号して印款は初め「震」次いで「呉山」「青竹庵」等を用い又時には「臥竜山」というのも用い、和歌には「猶文」と書いた。

明治時代の名工の一人と云われ、晩年には小松町の筒井彦次に 招 聘 されて茶道を教授した。その門下には諏訪蘇山、高野如月庵、須田菁華、沢守六平等があり、明治三十年七十一才にて歿した。

この原呉山の書取りは部分的には既に知られているが、その全文を金沢市図書館蔵の「職工由緒」という書物の中にあることが分つたのでこの機会にその全文を紹介することにする。

「職工由緒」は和本で表紙に「職工由緒」陶器描金師明治十九年三月廿八日と書いてあり内容は日本の博物館の嚆矢であるといわれる金沢博物館の後身である石川県勸業博物館あたりで調べたものや、その調べに対して各作家あたりが答えた書簡や筆録等を綴つたものである。

その中に表紙に『陶工木米ノ略伝 石川県勸業博物館』とし、先ず「陶工木米ノ略伝」として加藤恒著「加賀越中陶磁考草」の中で京都府の調査であると云つている文章を、次に原呉山の書取りをのせ、その次に「陶師奎平事蹟」と云う木米及び春日山窯に関する文章を二、三と、外に金工或は漆工等の調査書が綴つてある。

「原吳山書取」

一.陶工木米 性ハ青木氏通称木屋佐兵衛ト云京都三条栗田ノ住享和文化年間ノ人ナリ元陶工ニ非ス遊人ニシテ書絵ヲヨクシ文学ニ達ス来山陽ノ友タリ一時坂府ニ遊テ清人朱笠亭ノ陶説ヲ見テ初テ陶器ニ志シ其頃京都大黒町五条南ニ住スル^{ニイケン}穎川ト云人アリ^{性氏不詳}是陶器ヲ能ストイヘトモ尚工人ニアラズ自好テ唐物ヲ模造スル木米ハ此穎川ニ付テ陶法ヲ学ヒ寐食ヲ忘テ唐土ノ釉法ヲ得テ終ニ青花白地^{染付ノコト}及青瓷ノ法ヲ極メ陶説ヲ印刻シテ此ヲ弘ココニ於テ本邦染付青瓷ノ製唐土ニヲトラズ盛ニナル先ニ祥瑞五良太夫青花白地ヲツタヘ或ハ乾山仁清モ各種陶器ヲ製スト雖モアルハ釉ノツヤ薄ク釉法十分ニ備ラズ又釉法ヲ後ニ伝ヘズ其意名ヲ取ニアリテ広ク国益ヲ大ニスルハ木米ナリ然トイヘトモ名印ヲ用ルコト遅ク徒ニ贗物師ノゴトクナリシハ可惜ナリ

附言 穎川ノ伝ハ不詳トイヘトモ其頃木米道八亀助嘉助ノ徒ミナ穎川ニ陶法ヲ学フ摂州三田ノ青瓷窯始ルノトキ穎川亀助ヲツカハシ教シム初メ木米ノ自ラユカンコトヲ乞トイヘトモ穎川不許亀助ヲツカハス因テ日木米ハ巧作衆ニ秀ツ行シメハ三田ノ青瓷古器ニマギレント後果シテ染付青瓷ノ製ヲ極メ本邦ノ染付唐法ニ勝ルノ法ヲヒラケリ名人ノ先見不達コト知ベシ

右ハ陶器考附録ト号シテ矛ガ祖父ノ写本ニアリ

文化丁卯年亀田鶴山翁ノ発氣ニテ春日山ニ帝慶山ト云於テ陶器登リ窯ヲ築キ金城新製ノ陶器産物ヲナサント町会所後用銀方ヨリ諸費御貸渡ニ相成御仕入ヲ以宮竹屋喜左衛門松田平四郎ノ兩人窯元名代人トナシ職工京都三条青木佐兵衛陶名杵米ナル者ヲ呼テ数種ノ陶器ヲ製造シ同所ニ於テ売捌来ルニ文化五年ノ冬故アリテ木米ハ歸京ス其後喜左衛門等諸事引受下職人ノ内春日町越中屋兵吉画付工任田屋某ノ兩人ヲシテ相續キ来レトモ町会所ヨリノ御仕入ハ相止ミ文政年ノ初度廃業トナル木米滞在中私祖父与兵衛町会所内役義相勤申ニ付職場貸附方ホ主附ニ被命日々見巡致居申由ニテ木米製造品及陶法ノ書類ナト干今相伝所持罷在依是明治十二年陶器ノ業ヲ志シ聊營業トナシ候事

明治二十年五月

鶯町二十四番地

原 吳 山

次に「職工田緒」の中よりもう一つの文書「陶師杵平事蹟」を紹介することにする。

この文章には年月の明記はないが矢張り明治二十年頃の執筆にかかるものと思われる。

陶師壱平事蹟

壱平ハ京師ノ人姓青木氏佐兵衛ト称ス文化三年藩ノ招ニ応シ来沢シ春日山ニ於テ業ヲ創ム所謂御仕入ナルモノナリ其製品中青磁ノ模造頗妙ヲ得タリ翌四年三月藩吏ノ関涉ヲ停メ本区住民宮竹屋喜左衛門松田平四郎両氏へ窯元ヲ命シ事業ヲ継続セシム同六年ニ至リ出入不相償ノ故ヲ以テ廃場シ壱平ハ京ニ帰ル爾後門人帝慶齋通称松田平四郎ナル者僅ニ其伝ヲ得ルト云
右ハ古老ノ口碑ニ存スルモノヲ略記シ聊参考ニ供ス

これ等の文章には充字があつたり、年月の記載に問題があつたりして根本資料としての価値があるとは考えられないが、ただ呉山の書取に「文化五年ノ冬故アリテ木米ハ帰京ス」とあるのと「陶師壱平事蹟」に「…同六年ニ至リ出入不相償ノ故ヲ以テ廃場シ壱平ハ京ニ帰ル」とあるのが注意され、又春日山窯の経営が藩吏又は町会所の手から離れて民営の事業に移つたその間の消息が臆げながらも窺われる様に思う。

加賀藩においては文化四年は藩主斉公が鷹司関白政熙公の息女夙姫（真竜院）と婚儀を挙げられ、尤も祝すべき年であつたが明けて五年には金沢城炎上という稀有の椿事が起り、その打撃が如何に大きかつたかは前記のいくつかの文章によつても分る通りである。すなわち幕府がこれがため藩公の参観を三ヶ年用捨して在国を許し、且つ五ヶ年の間八朔三節の外年中獻物を用捨する事になつたのに見ても明瞭である。加賀百万石と云つても嘗つて元禄十五年將軍御成の時、加賀藩は江戸本郷邸の御成御殿新築に木材十七万両、工事予給金高幕府方関係のみにて三十万両を投じて、饗宴また善美を尽したとき、名君松雲公の善政を以つても尚且、その後数年は未曾有の節儉を行わねばならなかつた。金沢城二ノ丸の焼失はその当時ほどでなくとも諸事節約の大いに必要を生じた事は当然である。

春日山窯は元来国費を節するために計画されたものである。しかし、事志と異つて未だ収支相償ず、しかも今参観三ヶ年、年中獻物五ヶ年間用捨となれば、国産に於ても殊に上品なものは、その要が無い訳である。

木米も初めから永久に京をすてて金沢に来たとも思われず、見方によつては春日山窯は木米の帰つて後も細々乍らも雑器類は製して居り木米自身には種々不満もあつたらうが、その役目は一応終つたと見ることも出来ないこともなく上述の事状等と共に考えれば臆げながらも木米が「故あつて」の帰京も分る様な気がする。

金沢に於ける木米の交遊について

金沢に於ける木米の生活が如何なるものであつたかは、今では全く知ることが出来ない。ただ、贅沢を尽していたとか、諸江屋というお茶屋を根城にして、通称を泉徳と云つて役者などをした事のある大男の泉屋徳兵衛等を相手に酒に浸つて居たとか云い伝えられているが、どれ程信頼の置ける話か分らない。又木米の住居についても確かな事は分らない。

その他木米は藩公の御用墨である剣梅鉢の紋を打つた「太平楽」の製作に与つたと云われているが、これについても信ずべき記録も無い様で明らかなことは分らない。

交遊或いは何等か木米と関係あつた人々についても十分なことは分らないのであるが、二、三の人について少し記することにする。

藩主斉広公と木米との関係は、公がまだ若かつた為か餘り伝える所はない、もつとも公は文化四年三月十三日に金沢を発して参観の途に上つているので、木米とは入れ替りになつた訳である。その後金沢城二ノ丸の焼失により公は帰沢になつたが、春日山窯に関する表向の報告を受けられたと云う事の外には記録もない様である。

公の夫人真竜院については、且つて亀田家に仁清写の茶碗を一個蔵して居りそれは真竜院の御好みにて拵上げたものの中の一品であつたということが云い伝えられている。

しかし木米が最も恩寵を蒙つたのは前にも一寸ふれた当時金沢城内の金谷殿に隠居して居られた先代治脩（大梁）公であつたと思われる。具伸書には公を「相公様」と呼んで居るが、それは公が左中將にして参議を兼ねた、即ち所謂宰相中將の職にあつたからであるが、その「具伸書」によれば木米初窯当時直ちにその製品を公の御覧に入れて居り、その後も種々と御好みに応じて製作した事がわかる。

又木米は製陶図を金谷公の為に描いているすなわち「箕柳祠碑文」に「遵金谷公之内旨，図博埴之敍次一局，而進呈以倣唐英乾隆癸亥之掌故」とある、がこの図は残念ながら前田家には伝わつて居らず、それが如何なるものであつたか分らない。ただ乾隆の掌故に倣うというのは「陶説」所載の「陶冶図説」の事で、即ち乾隆八年五月内務府員外郎管理九江関務唐英が陶冶二十図を上つたのを指すのであつて、「陶冶図説」には図は無いから、木米は多分「景德鎮陶録」の陶成図あたりを参考にして描いたのではないかと想像される。

交遊として富田，津田，亀田の三田については既に前でふれたが、その外に高井二百，森

下八左衛門などが数えられる。

〔高井二百〕

高井二百は通称を一郎，諱は「済水」で春日神社の祠官であつて俳人として有名で，また好んで墨竹を描いた。

春日神社は春日山窯の古図でも分る様に垣根一つ隔てて木米の窯と相接して居るので，往来も頻繁であつた事と思われる。俳人の二百はこの社家の屋後に芭蕉堂を建てて居り，その敷瓦は木米の作であつたと云われている。又二百は木米所刻の印を使用したと云われている。すなわち銅印は金沢油木山の鋳物師横河九左衛門の刻であつたが，陶印は木米の所製で型は鹿の臥した姿であつたということである。

尚，二百は木米に製陶の法を習つたものか作品も少し現存している。「二百」「二百館」「巽斎」「望湖楼」等と号したが安政二年十月七十二才で歿した。

〔森下八左衛門〕

森下八左衛門は名高い落雁「長生殿」の本舗である「森八」の主人である。森下家にある「森八家年中行事」なる文書が本岡三郎氏によつて編輯されて昭和三十五年十月「家柄町人森八家年中行事」と題してパンフレットが発行されて居り，それには次の様な記事がある。

「森八家の初代は亀田大隅と称し，紺尾坂にいた。二代は大隅宗兵衛と呼び，亀田の姓を憚り，大隅氏と改め，家号を森下屋と名乗り，八左衛門とした。

二代宗兵衛の時，代地を尾張町にもらつて，酒造業を営み，寛永の始め菓子業を創めた。三代八左衛門は前田利常より町年寄役を命ぜられ，「長生殿」は利常公の創意である。

後累代森下屋八左衛門を称えた。」

又その九頁には，

一，家共（よくにた家柄仲間）として

宮竹屋純蔵，外八名を又十頁には

一，エンシヤ（縁者）として

宮竹屋喜左衛門外十七名を連ねてある。

尚この文書は初めに森下屋九代八左衛門家世訓とあり，本岡氏も「年中行事は第九代目の八左衛門氏を書き記したものであつて，年代の明記はないが，文化か文政の頃のもの」と判断される」と云つて居られる。

森下八左衛門が木米と交遊のあつたのは，この文書に出てくる宮竹屋純蔵すなわち亀田鶴

山或いは春日山窯の窯元であつた宮竹屋喜左衛門の紹介によるものと思われる。

金沢では木米が来るまでは餘り贅沢な蒸菓子は無かつたのであるが、木米は種々と見本を京都から取寄せて森八に作らせたり、また自分も工夫を凝らして新しい菓子を作つたりしたそうである。

〔寺島応養〕

尚、この外にも木米と交遊があつたと思われる人に寺島応養がある。寺島応養は通称を此母また蔵人といい、諱は兢。字は秀業で、応養、静斎、乾泉亭、王梁元と号した。

人持組の土原弾正元成の第三子で、馬廻組寺島右門恵和に養われた。右門は弾正の第二子で応養の実兄であつて、寺島五郎兵衛恵叙の嗣となつたが、早世した様である。

応養は享和元年二十六才にて右門の後を襲いで家督を相続し、禄四百五十石を受けた。寛政十二年に学校読師となり、享和三年六月高岡町奉行に任ぜられたが、文化三年七月には之を罷め、以後応養は登庸せられては罷められ、罷められては又登庸せられると云う異常な閱歴を経て、天保七年ついに藩政を議する罪によつて能登島に流され、翌八年九月三日配所にて年六十二で歿した。応養のこの悲劇的生涯は、彼が有為な人材であつたと共に他の妨害となる言動も多くあつたことを物語るもので、加賀藩に於ける政争の犠牲者の一人と云うことが出来ると思われる。

応養はその親しく交つたといわれる人達の中に「箕柳祠碑文」を書いた富田景周や春日山窯の窯元の一人であつた松田馬宗の名が見えている。又応養は自分でも畫を能くした、その師承は無い様であるが、好んで水墨の竹石や山水を畫き、ときには花鳥も描いてその作品も現存して居る。畫を以つて交つたと云われる人として山本梅逸や能登の文人画家山崎雲山の名も見えて居り、又浦上玉堂がかつて加賀藩に来遊せしとき、寺島応養を尋ねて、その家に寄留したく望んだが、応養は当時、御馬廻頭をしていたので、遊人を留めることは国禁であつたので、金沢尾張町の宿屋に宿をとらせて、日々応養の家へ来る様にと計い、玉堂は百日ばかりも逗留していたと云われて居る。

応養は趣味の上からも、景周或は馬宗を通じて木米と交遊があつたであらうと云うことは充分考えられるのであつて、現に彼の注文で木米が造つたと考えられる作品も現存している。

以上によつて春日山窯の経緯と青木木米の金沢に於ける生活等の考察は一応終えたいと思う。

〔未完〕